

[事案 30-216] 解約返戻金支払請求

・令和元年 12 月 10 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 29-123]の申立人の配偶者であり、[事案 29-124]の申立人と同一である。

<事案の概要>

募集人から、立て替えられていた保険料を差し引いた金額として解約返戻金を受け取ったが、本来受け取るべき解約返戻金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 3 月に契約し、平成 12 年 5 月に解約された終身保険および平成 11 年 7 月に契約し、平成 12 年 8 月に解約された定期保険について、募集人から 2 契約分の解約返戻金として 57 万円を受け取ったが、以下の理由により、本来受け取るべき解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1)平成 11 年 11 月頃に本契約の解約を希望したが、募集人がそれを拒み、募集人の提案で、新たな口座の開設を募集人とともに行った。その後の保険料については、その口座に募集人が保険料を立て替えて入金し、口座引き落としで支払われていた。
- (2)本契約の解約時に、募集人から、本来の解約返戻金から募集人が立て替えた保険料を差し引いた額であるとして、2 契約合わせて 57 万円を渡された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は保険料の立替えを行っておらず、解約返戻金は申立人の保険料支払口座に支払われており、募集人が解約返戻金を受領したこともない。
- (2)解約返戻金から 57 万円を差し引いた金額は、申立人が主張する募集人が立て替えた保険料の金額に満たない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が保険料を立て替えていたとは認められず、募集人が解約返戻金を受領し、その中から 57 万円を申立人に渡したとも認められないが、紛争の早期解決の観点および以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約は、いずれも契約から 1 年ほど後の短期間のうちに解約されており、本契約の内容が申立人の意向やニーズに合致していなかった可能性が否定できない。申立人は、本契約のうち終身保険について、以前の契約を転換したものであるという認識もないことから、契約者に対し、契約内容について十分な説明ができていたかという点にも疑問が残る。
- (2)募集人は、申立人から解約の意思が表示された際、一般的に、解約の不利益を説明して再考を促している旨を述べている。契約者に対してあらためて保険の内容を説明し、解約に伴う不利益について確認すること自体は不適切な行為とはいえないが、それを超えて解約

を事実上阻止するような行為は適切ではない。仮に、募集人が保険料を立て替えて支払うことで、申立人の解約の申出に応じなかったとすれば、その行為が不適切であることは明らかである。

- (3) 申立人が提出した証拠によれば、新たに開設した口座は本契約の保険料の払込みのみが行われており、本契約の解約以降、本口座は利用されていない。口座開設は、申立人の住居に近い支店で行われた一方で、保険料払込みのための入金は、保険会社に近い支店で行われていることから、口座開設にかかる経緯や利用実態が不自然なものであることは否定できず、募集人が保険料を立て替えて支払い、解約返戻金を受領したとまでは認定できないものの、その可能性を完全に否定することもできない。